

会議録・平成27年6月17日第2回定例会（第2日）

1. 招集の年月日 平成27年6月2日
1. 招集の場所 明和町議会議場
1. 開 会 6月17日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 14名

1番	山内	理	2番	西岡	厚
3番	中井	啓悟	5番	上田	清
6番	阪井	勇男	7番	乾	健郎
8番	江	京子	9番	伊豆	千夜子
10番	北岡	泰	11番	樋口	文隆
12番	奥山	幸洋	13番	松本	忍
14番	綿民	和子	15番	辻井	成人

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 朝倉 晶子 松本 章 西尾 仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	西岡 恵三	総 務 課 長	西田 一成
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	北岡 和成
人権生活環境課長	世古口和也	福祉保健課長	下村由美子
会計管理者(兼)会計課長	田中 一夫	長寿健康課長	小池 弘紀
農水商工課長(兼)農業委員会事務局長	堀 真	まち整備課長	沼田 昌久
上下水道課長	菅野 亮	斎宮跡・文化観光課長	西口 和良
教育総務課長	西口 竜嘉	こども課長	世古口哲哉

文化財保存活用監 中野 敦夫 人権啓発推進監 中瀬 行久
土地利用調整監 松本 雅之 監 査 委 員 西村 和久

1. 会議録署名議員

10番 北 岡 泰 11番 樋 口 文 隆

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 承認第1号 専決処分した事件の承認について
明和町税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 承認第2号 専決処分した事件の承認について
明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 承認第3号 専決処分した事件の承認について
明和町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第5 承認第4号 専決処分した事件の承認について
平成26年度明和町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第6 報告第1号 平成26年度社会保障・税番号制度（国民健康保険業務）繰越明許費計算書
- 日程第7 報告第2号 平成26年度社会保障・税番号制度（後期高齢者医療業務）繰越明許費計算書
- 日程第8 報告第3号 平成26年度社会保障・税番号制度（障害者福祉業務）繰越明許費計算書
- 日程第9 報告第4号 平成26年度社会保障・税番号制度（高齢者福祉業務）繰越明許費計算書
- 日程第10 報告第5号 平成26年度社会保障・税番号制度（国民年金業務）繰越明許費計算書
- 日程第11 報告第6号 平成26年度社会保障・税番号制度（児童福祉業務）繰越明許費計算書
- 日程第12 報告第7号 平成26年度社会保障・税番号制度（健康管理業務）

繰越明許費計算書

- 日程第13 報告第8号 平成26年度水産物供給基盤機能保全事業繰越明許費計算書
- 日程第14 報告第9号 平成26年度社会資本整備総合交付金事業繰越明許費計算書
- 日程第15 報告第10号 平成26年度学校体育諸施設整備事業繰越明許費計算書
- 日程第16 報告第11号 平成26年度大規模改造（空調設置）事業繰越明許費計算書
- 日程第17 報告第12号 平成26年度土地公有化事業繰越明許費計算書
- 日程第18 報告第13号 平成26年度歴史的風致維持向上計画推進事業繰越明許費計算書
- 日程第19 報告第14号 平成26年度社会保障・税番号制度（介護保険業務）繰越明許費計算書
- 日程第20 報告第15号 平成26年度社会保障・税番号制度（後期高齢者医療業務）（後期高齢者医療特別会計）繰越明許費計算書
- 日程第21 報告第16号 平成26年度地域住民生活等緊急支援交付事業（地方創生先行型）繰越明許費計算書
- 日程第22 報告第17号 平成26年度地域住民生活等緊急支援交付事業（地域消費喚起・生活支援型）繰越明許費計算書
- 日程第23 議案第41号 明和町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第42号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人数、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第43号 明和町道路線の廃止及び認定について
- 日程第26 議案第44号 平成27年度明和町一般会計補正予算（第1号）

日程第27 議案第45号 平成27年度明和町齋宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）

日程第28 議案第46号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）

(午前 9時 00分)

◎開会の宣言

○議長（辻井 成人） すみません。

定刻前ですけど、もうお揃いですので、始めたいと思います。

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成27年第2回明和町議会定例会第2日目の会議を開会します。

なお、竹本教育委員長より、所用のため本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第119条の規定により、議長から指名いたします。

10番 北岡 泰 議員

11番 樋口 文隆 議員

の両名を指名します。

◎承認第1号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第2 承認第1号 専決処分した事件の承認について 明和町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） おはようございます。

議員の皆様には、本日、上程させていただきます諸案件につきまして、よろしくご審議のほど賜りますよう、まず、お願いを申し上げたいと思います。

それでは、ただいま上程されました、承認第1号 専決処分した事件の承認について、明和町税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、本条例の一部改正を専決処分させていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（北岡 和成） それでは、承認第1号 専決処分した事件の承認について、詳細説明を申し上げます。

本件は、地方税法改正する法律案が、平成27年3月31日に公布されたことに伴い、明和町税条例の改正が同日付で必要となったため、専決処分させていただいたものでございます。

資料のほうは、議会資料の3-1をご覧ください。

新旧対照表でございます。

第31条第2項から、資料3-2のですね、同条第4項までは、法人町民税の均等割の算定基準の規定で、会社の規模をより厳格に反映するように、県の法人事業税に準じて改正するための改正でございます。

第48条第6項、資料の3-4のですね、50条第3項は条ズレでございます。

それから、第51条第2項の町民税の減免から、57条及び59条は条ズレですので、飛んでいただきまして、資料3-7の第139条の3及び第2項の特別土地保有税の減免までは、減免申請書を提出する期限を、納期前7日前からですね、納期限内に改正するための本分中の改正でございます。

第7条の3の2は、住宅ローン減税に係る制定附則の規定でございまして、所得税同様に控除期間を、現行の平成39年から平成41年度まで、実質1年6ヶ月延長するための本文中の改正でございます。

第9条から資料3-8の同条第4項及び第9条の2につきましては、個人の町民税の寄附金控除に係る申告の特例等に係る規定で、給与所得者に係る、ふるさと納税ワンストップ特例手続規定を追加するものでございます。

第11条は、表題の改正及び第11条の2は、土地に対して課する固定資産税の土地の価格の特例で、特例措置の期間を平成28年度から29年度まで延長するための本文中の改正でございます。

第12条から資料3-11の同条第5項まではですね、土地に対して課する固定資産税の特例で、宅地に係る負担調整を平成27年度から29年度まで延長するための見出しと本文中の改正です。

なお、商業地等は課税標準に70%の上限を設ける現行の負担調整措置が継続されます。

第13条につきましては、農地に対して課する固定資産税の特例で、農地に係る負担調整措置について、平成27年度から29年度まで延長されたことによる見出しと本分中の改正でございます。

次に、資料 3-12をおめくりください。

第15条及び同条第2項は、特別土地保有税の課税の特例で、特例期間が平成27年度から29年度まで延長されたことに伴う本文中の改正でございます。

第16条につきましては、軽自動車税の税率の特例で、グリーン化特例が導入されまして、環境性能に応じて軽減税率を適用するための規定を追加するものでございます。

次に、資料 3-14は、昨年お認めいただきました、平成26年明和町条例第13号の附則を改正するものでございまして、第1条は、グリーン化特例が改正されたことに伴います条文の整理でございます。

また、附則で二輪車と小型特殊自動車に係る軽自動車税についての税率の引き上げを1年延長するために、経過措置等の規定でございますので、後ほどご覧ください。以上、詳細説明を終わります。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方は、ございませんか。

10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） ちょっと教えていただきたいと思いますので、お願いします。

先ほど税務課長、3-11のところですね、農地に係る固定資産税の特例というところがございました。この部分ですね、当該農地が当該年度分の固定資産税について、法349条の3又は法附則第15条から15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときはというふうに書かれておるんですけど、この規定というのは一体どういうものか、ご説明を願いたいと思います。

耕作放棄地等については、どんなように考えてみえるのか。それも経年がすごく長い耕作放棄地が明和町でもたくさんあると思うんですけど、それらは農地として該当するのか。そこら辺の見解も教えていただきたいと思えます。

○議長（辻井 成人） 税務課長。

○税務課長（北岡 和成） まず、この条項でございますけれども、明和町の農地につきましては、実勢価格に対する平均的な評価水準、総体的な地価の動向等をもとに、県がですね、作成した県案に基づきまして、実際のところ確定しておりますので、明和町はこの負担調整の措置については制度上は該当しますけれども、ほぼ農地が上昇していくような状況ではございませんので、該当は実際にはいたしません。

それから、実際、その農地が荒れているというところが、非常に悩ましいところでございますけれども、それは地目の認定に係る、非常に基本的な問題でございますので、固定資産評価基準の第1条では、地目を判定するにあたりましては、現況と土地利用を重視して評価をするというふうに規定をされております。

従いまして、農地が実際には荒れておるわけでございますけれども、農地法でいうところの農地を、例えば宅地にするといったような計画性はないことでございますので、現行のですね、評価の中では、荒れている場合であっても、実際のところは、農地は農地として評価をさせていただいておるのが実態でございます。

ただ、政策的には議員が申されましたように、実際農地は荒れているじゃないかというところは、微妙な問題はあろうかと思っておりますけれども、現行は、農地は農地としての評価で課税をさせていただくというのが実態でございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） すみません。もう一度、この附則の第15条から15条の3までの規定というのはどういうものか、具体的に項目をこう読み上げていただけると有り難いんですが。

○議長（辻井 成人） 税務課長。

○税務課長（北岡 和成） 法律の条文でございますので、後ほどこの部分については報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 資料請求ということで、止めておくのが一番いいんでしょうけれども、そこら辺はいかなものでしょう。議長、私はここは理解しにくいんですけども。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩したいと思えますが、ご異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

（午前 9時 10分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時 25分）

○議長（辻井 成人） 副町長。

○副町長（寺前 和彦） 大変、貴重な時間をとっていただきまして、申し訳ございません。

先ほど北岡議員のほうからご質問いただいた条文の中身でございますけれども、大変、長編にわたっておりまして、先ほどちょっと担当で色々精査したんですけども、なかなかそこへたどり着けません。で、県等にも照会をさせ

ていただいたんですけども、県等のほうも即答が相成りませんでして、大変、申し訳ないんですけども、しばらく時間をいただいて、後刻、説明をさせていただくということで、ご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（辻井 成人） 北岡議員、よろしいですか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） では、後刻お願ひしたいというのと、先ほどご質問させてもらいましたように、その農地の規定ですね。そこの部分の精査もしていただいて、教えていただきたいというふうに思ひますんで、よろしくお願ひします。

○議長（辻井 成人） 執行部の方々、その点よろしくお願ひします。

それでは、他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで承認第1号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分した事件の承認について 明和町税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願ひます。

（起立全員）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第3 承認第2号 専決処分した事件の承認について 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、承認第2号 専決処分した事件の承認について、明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、本条例の一部改正を専決処分させていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（北岡 和成） それでは、承認第2号 専決処分した事件の承認につきまして、詳細説明を申し上げます。

地方税法を改正する法律案が、平成27年3月31日に公布されたことに伴い、明和町国民健康保険税条例の改正が同日付で必要となったため、専決処分させていただいたものでございます。

資料の3-18の新旧対照表をご覧ください。

第2項は、国民健康保険税の基礎課税額を、「改正前51万円」から「改正後52万円」に。

第3項は、後期高齢者支援等課税額の「改正前16万円」を「改正後17万円」に。

第4項は、介護納付金課税額を、「改正前14万円」から「改正後16万円」に、それぞれ引き上げるものでございます。

第23条関係では、国民健康保険税の軽減を判定をする軽減基準額の改正規定で、第2号の5割軽減は、第2条の5割軽減は、「改正前24万5,000円」を「改正後26万円」に。

第3号の2割軽減は、「改正前45万円」を「改正後47万円」に、それぞれ見直すものです。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで承認第2号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、承認第2号 専決処分した事件の承認について 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

承認第2号は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

◎承認第3号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第4 承認第3号 専決処分した事件の承認について、明和町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、承認第3号 専決処分した事件の承認について、明和町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部改正を専決処分させていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） それでは、承認第3号 専決処分した事件の承認について、明和町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を行います。

介護保険法施行令の一部を改正する政令が、平成27年4月10日に公布及び

施行され、平成27年度分の介護保険料の見直しが行われたため、本条例を改正するものです。

議会資料の6-2-1をご覧ください。新旧対照表でございます。

第2条に第2項を追加するもので、第一段階の方、生活保護を受給している方、世帯全員が町民税非課税で高齢福祉年金を受けている方、世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が、年間80万円以下の方の保険料率は、基準額の0.5 でありますので、本来なら3万6,510円のところ、保険料率を0.45としまして3万2,859円とするものでございます。

附則としまして、この条例が公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。経過措置としましては、改正後の明和町介護保険条例第2条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しないとなっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで承認第3号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、承認第3号 専決処分した事件の承認について 明和町介護保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

承認第3号は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願ひます。

(起 立 全 員)

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

◎承認第4号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第5 承認第4号 専決処分した事件の承認について、平成26年度明和町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、承認第4号 専決処分した事件の承認について 平成26年度明和町一般会計補正予算（第10号）につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、去る平成27年第1回定例会でお認めいただいた平成26年度一般会計補正予算（第10号）の繰越明許費のうち、教育費について減額する必要が生じたため、繰越明許費の減額補正に係る専決処分をさせていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長(西口 竜嘉) 失礼をいたします。

説明をさせていただきます。

19ページの第1表 繰越明許費補正をご覧いただきたいと思います。

変更といたしまして、10款教育費、2項小学校費、事業名学校体育諸施設整備事業、補正前の金額1億9,830万円を115万1,000円減額いたしまして、1億9,714万9,000円とさせていただくものでございます。

内容は、繰越を認めていただきました金額のうち、委託料において115万1,000円を減額する必要が生じたことによるものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長(辻井 成人) 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方は、ございませんか。

10番 北岡議員。

○10番(北岡 泰) すみません。

簡単な話、115万1,000円を減額せないかんというのは、一体、具体的に中身は何なのか、教えてください。

○議長(辻井 成人) 答弁、教育総務課長。

○教育総務課長(西口 竜嘉) プールの工事施工委託料でございますが、工事が齋宮跡の遺跡内に建設することから、基礎工法が杭を打つ工法から、べた基礎による工法でいこうということになりまして、で、そのため管理業務が減りましたことや、プール槽などの工場生産による2次製品が多いことでの現場での管理業務費が減ることから業務を精算した結果、115万1,000円を多く試算していたということになりまして、このため減額をさせていただくものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長(辻井 成人) 再質問はございませんか。

10番 北岡議員。

○10番(北岡 泰) 齋宮跡の上に建っておるというのは、前からわかっておる話で、課長さん、責めても仕方がないんかもわかりませんが、べた基礎なん

ていうのは、もう前から決まってお話やと思うんですよね。それを間違っていたというのが、どうもこう、素直に「間違っていました。すみません。」というのが、それはいいんかも知れませんが、もうちょっとこう、一番初めの設計に委託するところから、もうちょっときちっとやっていただかないかんのやないかなというふうに思いますし、プールの既製品というか、2次製品が多いというお話やったんですけれども、その製品の確認を工場まで検査しに行ったりするのに、その設計管理をするところとか、管理料というのは発生をしないんですか。そこら辺の金額というのはどこがみるんですか、よろしく。ちょっと確認をお願いします。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 管理業務につきましては、設計の業者でですね、行こうというふうに考えておりますので、その辺で色々と、いわゆるこの数字につきましては、誠に申し訳ないんですが、概算の数字がそのままいってですね、そのあと精査をした、減額をする必要が生じたということで、結果として修正を数字としては、しない数字が繰越のほうへ上がっていきましたので、委員会協議会とか全員協議会でも説明をさせていただきましたが、お詫びをして訂正をさせていただいて、事務処理につきましては、専決処分をさせていただくということでお願いを申し上げておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（辻井 成人） 10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） すみませんね。プールはまだでき上がっていないんですよ。でき上がっておらんのに、要するに、こんだけ減額してもええやろという、その想定的な問題というのはですね、結果として出てないのに進めていものかどうかというのは、僕は少し合点がいかないんですけれども、そこら辺はどうです。

○議長（辻井 成人） 副町長。

○副町長（寺前 和彦） 実は、プールはですね、設計のほうは26年度で終わっ

ておりまして、端的に申し上げますと、26年度設計上がった実績を、この26年度の繰越で精算をようさせていただいておらんだという結果で、100 数万円の補正になった。繰越額の補正になったということでございますので、それだけのことでございまして、色々担当課長申し上げたんですけども、それも要因の一つにあらうかと思えますけども、結局は、実績を精算しなかったということでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方はございませんか。

乾議員。

○7番（乾 健郎） 今、北岡さんの質問で、ご回答を聞かさせていただいてますと、設計を発注したときに丸投げをして、何の説明もしなかったため、設計者が杭工事の設計をしてきて、このような形になったということなんですか。その辺、どういう発注の仕方をしたんか、教えてください。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

（午前 9時 44分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時 54分）

○議長（辻井 成人） 先ほどの乾議員に対しての答弁、教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 大変、貴重な時間を費やしまして申し訳ございません。先ほどの答弁に対してお答えをさせていただきます。

まず、繰越をさせていただきました金額については、計上ミスという形になりますので、これはひとつお詫びをさせていただきます。

それから、私が申し上げました減額の内容でございますが、私の個人のとらまえ方として、こういうことで委託料としては要るんであるというとらまえ方をしておりましたので、その分については私のとらまえ方ということで、ご容赦を願いたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 乾議員。

○7番（乾 健郎） 今までのことが、やはりもう少しね、丁寧な工事の発注の仕方をしていただきたいと思いますし、やっぱり役場なんかでも弁護士さんの関係のやつは皆弁護士さんに頼まれて、いろんな相談をしながら、事を進められてみえるのと一緒でね、設計士やそんな方にいろんな形で相談をまずしてから、こういうこと進めるとか、発注するとか、基本中の基本が間違っておるといようなところがあると思いますので、十分気をつけていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（辻井 成人） 答弁は要りませんね。

他に質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで承認第4号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わり

ます。

これから、承認第4号 専決処分した事件の承認について 平成26年度明和町一般会計補正予算（第10号）の採決を行います。

承認第4号は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

◎報告第1号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第6 報告第1号 平成26年度社会保障・税番号制度（国民健康保険業務）繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 失礼します。

報告第1号 平成26年度社会保障・税番号制度（国民健康保険業務）繰越明許費計算書について、ご報告いたします。

これは、マイナンバーに対応する国民健康保険関連のシステム設計開発に要する経費及びソフトウェア購入に要する経費で、平成26年度内の実施が困難であったため、3月議会でお認めをいただき繰越明許費をした件でございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

21ページの歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

まず、歳出としまして、2目国民健康保険事務費の委託料で277万2,000円を繰り越しさせていただきました。

歳入としましては、国庫補助金で99万5,000円、繰越金で177万7,000円で、歳入合計277万2,000円でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑をされる方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第7 報告第2号 平成26年度社会保障・税番号制度（後期高齢者医療業務）繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（辻井 成人） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） それでは、報告第2号 平成26年度社会保障・税番号制度（後期高齢者医療業務）繰越明許費計算書について、ご報告いたします。

これも、マイナンバーに対応する後期高齢者医療関連のシステム設計開発に要する経費及びソフトウェア購入に要する経費で、後期高齢者医療特別会

計への繰出金です。平成26年度内の実施が困難であったため、3月議会でお認めをいただき、繰越明許をした件でございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

23ページの歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

まず、歳出としまして、3目後期高齢者医療事務費の28節繰出金で150万1,000円を繰り越しさせていただきました。

歳入としましては、国庫補助金で51万7,000円、繰越金で98万4,000円で、歳入合計150万1,000円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思っておりますので、質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで報告第2号を終わります。

◎報告第3号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第8 報告第3号 平成26年度社会保障・税番号制度（障害者福祉業務）繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（辻井 成人） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村由美子） 失礼します。

報告第3号 平成26年度社会保障・税番号制度（障害者福祉業務）繰越

明許費計算書について、ご報告いたします。

これも、マイナンバーに対応する障害者福祉関連のシステム設計開発に要する経費及びソフトウェア購入に要する経費で、平成26年度内の実施が困難であったため、3月議会でお認めをいただき、繰越明許をした件でございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

25ページをご覧くださいと思います。

まず、歳出といたしまして、5目障害福祉費の13節委託料で238万3,000円を繰り越しさせていただきました。

歳入といたしましては、国庫補助金で90万円、繰越金で148万3,000円で、歳入合計238万3,000円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで報告第3号を終わります。

◎報告第4号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第9 報告第4号 平成26年度社会保障・税番号制度（高齢者福祉業務）繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（辻井 成人） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） それでは、報告第4号 平成26年度社会保障・税番号制度（高齢者福祉業務）繰越明許費計算書について、ご報告いたします。

これも、マイナンバーに対応する高齢者福祉関連のシステム設計開発に要する経費及びソフトウェア購入に要する経費で、介護保険特別会計への繰出金です。平成26年度内の実施が困難であったため、3月議会でお認めをいただき、繰越明許をした件でございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

27ページの歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

まず、歳出としまして、6目高齢者福祉費の28節繰出金で268万1,000円を繰り越しさせていただきました。

歳入としましては、国庫補助金で126万8,000円、繰越金で141万3,000円で、歳入合計268万1,000円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで報告第4号を終わります。

◎報告第5号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第10 報告第5号 平成26年度社会保障・税番号制度（国民年金業務）繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 報告第5号 平成26年度社会保障・税番号制度（国民年金業務）繰越明許費計算書について、ご報告いたします。

これも、マイナンバーに対応する国民年金関連のシステム設計開発に要する経費及びソフトウェア購入に要する経費で、平成26年度内の実施が困難であったため、3月議会でお認めをいただき、繰越明許をした件でございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

29ページの歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

まず、歳出としまして、4目国民年金事務費の13節委託料で76万1,000円を繰り越しさせていただきました。

歳入としましては、国庫補助金で37万1,000円、繰越金で39万円で、歳入合計76万1,000円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで報告第5号を終わります。

◎報告第6号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第11 報告第6号 平成26年度社会保障・税番号制度（児童福祉業務）繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村由美子） 報告第6号 平成26年度社会保障・税番号制度（児童福祉業務）繰越明許費計算書について、ご報告いたします。

これも、マイナンバーに対応する児童福祉関連のシステム設計開発に要する経費及びソフトウェア購入に要する経費で、平成26年度内の実施が困難であったため、3月議会でお認めをいただき、繰越明許をした件でございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

31ページの歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

まず、歳出としまして、1目児童福祉総務費の13節委託料で259万円を繰り越しさせていただきました。

歳入といたしましては、国庫補助金で86万9,000円、繰越金で172万1,000円で、歳入合計259万円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで報告第6号を終わります。

◎報告第7号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第12 報告第7号 平成26年度社会保障・税番号制度（健康管理業務）繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 報告第7号 平成26年度社会保障・税番号制度（健康管理業務）繰越明許費計算書について、ご報告いたします。

これも、マイナンバーに対応する健康管理関連のシステム設計開発に要する経費及びソフトウェア購入に要する経費で、平成26年度内の実施が困難であったため、3月議会でお認めをいただき、繰越明許をした件でございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

33ページの歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

まず、歳出としまして、4目成人保健対策推進費の13節委託料で97万7,000円を繰り越しさせていただきました。

歳入としましては、国庫補助金で48万7,000円、繰越金で49万円で、歳入合計97万7,000円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで報告第7号を終わります。

◎報告第8号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第13 報告第8号 平成26年度水産物供給基盤機能保全事業繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 失礼いたします。

それでは、報告第8号 平成26年度水産物供給基盤機能保全事業繰越明許費計算書について、ご報告をいたします。

この水産物供給基盤機能保全事業は、下御糸漁港の修繕を実施している事業で、昨年、水産庁との工法協議に時間を要し、発注が3月になったことにより、3月議会でお認めいただき、明許繰越をした件でございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

次のページの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。

まず、歳出といたしまして、15節工事請負費5,920万1,000円のうち、5,920万円を繰り越しをさせていただきました。

歳入といたしまして、県支出金2,960万円、繰越金310万円、町債2,650万円、歳出合計5,920万円でございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お

受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰）

10番 北岡、お願いします。副町長に、お願いをしたいと思います。

これから以降、工事契約の色々繰越明許が出てきますが、年度が変わって、で、工事単価とか材料単価の大きな変動がある場合ですね、国土交通省の指示によって単価の見直し等、しっかりしなさいよという話があったと思います。ここら辺の確認チェックは大体この繰越明許を行った場合、いつごろ行われるのか。ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 副町長。

○副町長（寺前 和彦） 北岡議員もちょっとご存じかどうかわかりませんが、プールの工事額がですね、3月で人件費等が上がるということで、見積といえますか、補正をさせていただいた経緯があると思います。

で、繰越をする時点ですね、一応それぞれの担当課でチェックをさせていただいております。それ以後に、変わったものについてはですね、まだ設計の段階でチェックさせていただくと、こういう流れになるかと思っています。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○10番（北岡 泰） 丁寧にチェックをしていただきまして、請負をされた業者さんが泣くことのないように、しっかりとやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで報告第8号を終わります。

◎報告第9号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第14 報告第9号 平成26年度社会資本整備総合交付金事業繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） それでは、報告第9号 平成26年度社会資本整備総合交付金事業繰越明許費計算書について、ご報告いたします。

この社会資本整備総合交付金事業は、平成26年度12月の変更追加分で予算化いたしました。通学路整備工事でございます。下御糸小学校区の工事でございます。3月議会でお認めいただきまして、繰越明許をした件でございます。

それでは、詳細につきましてご説明をさせていただきます。

37ページをご覧いただきたいと思います。

まず、歳出といたしまして、15節工事請負費で、2億9,180万2,000円のうち、2,743万7,000円の繰り越しをさせていただきました。

歳入といたしまして国庫補助金1,399万円、繰越金314万7,000円、町債1,030万円で、歳入合計2,743万7,000円でございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑をされる方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで報告第9号を

終わります。

◎報告第10号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第15 報告第10号 平成26年度学校体育諸施設整備事業繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 報告第10号 平成26年度学校体育諸施設整備事業繰越明許費計算書について、報告をいたします。

これは繰越を認めていただきました、平成26年度学校体育諸施設整備事業で、斎宮小学校プール施設改修工事に係るものでございます。

次のページ、歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

歳出から説明をさせていただきます。

1目施設管理費で、13節委託料は翌年度繰越額296万5,000円、15節工事請負費は、同じく翌年度繰越額1億9,418万4,000円で、合計1億9,714万9,000円が、翌年度繰越額となります。

歳入では、14款国庫支出金2,381万2,000円、19款繰越金303万8,000円、21款町債1億7,030万円、合計1億9,714万9,000円でございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑をされる方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで報告第10号を終わります。

◎報告第11号の上程～質疑

○議長(辻井 成人) 日程第16 報告第11号 平成26年度大規模改造(空調設置) 事業繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長(西口 竜嘉) 報告第11号 平成26年度大規模改造(空調設置) 事業繰越明許費計算書について、報告をいたします。

これは平成26年度大規模改造(空調設置) 事業で、斎宮小学校と明星小学校の空調設置工事に係るものでございます。

次のページ、歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

歳出から説明をさせていただきます。

1目施設管理費で、13節委託料は翌年度繰越額84万2,000円、15節工事請負費は、同じく翌年度繰越額1億473万円で、合計1億557万2,000円が、翌年度繰越額となります。

歳入では、14款国庫支出金2,119万4,000円、19款繰越金187万8,000円、21款町債8,250万円で、合計1億557万2,000円でございます。

よろしく申し上げます。

○議長(辻井 成人) 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑をされる方がありましたら、

お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで報告第11号を終わります。

◎報告第12号の上程～質疑

○議長(辻井 成人) 日程第17 報告第12号 平成26年度土地公有化事業繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長(西口 和良) 報告第12号 平成26年度土地公有化事業繰越明許費計算書について、ご報告をいたします。

これは、史跡齋宮跡の土地公有化事業でございまして、齋宮跡東部整備事業地東側の建物移転に伴う建物の補償費の繰越でございます。

詳細は、43ページをご覧いただきたいと思います。

事項別明細書でございます。

歳出からご説明申し上げます。

2目保存活用費、22節補償補填及び賠償費で3,621万3,000円の繰り越しでございます。

歳入でございます。1款国庫支出金で2,888万9,000円、2款県支出金で541万7,000円、4款繰越金で190万7,000円、合計3,621万3,000円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑をされる方がございましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで報告第12号を終わります。

◎報告第13号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第18 報告第13号 平成26年度歴史的風致維持向上計画推進事業繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（辻井 成人） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（西口 和良） 報告第13号 平成26年度歴史的風致維持向上計画推進事業繰越明許費計算書のご報告をいたします。

これは、歴史街づくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の事業推進費でございまして、史跡公園口休憩所から西側の近鉄線路沿いの沿路の舗装及びフェンス工事でございます。

詳細につきましては、45ページの事項別明細書を願ひいたします。

まず、歳出からご説明いたします。

4目歴史的風致維持向上計画推進費の15節工事請負費で1,660万円の繰り越しをさせていただきます。

歳入につきましては、1款国庫支出金で702万円、4款繰越金で188万円、

7款町債で770万円、合計1,660万円でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑をされる方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで報告第13号を終わります。

◎報告第14号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第19 報告第14号 平成26年度社会保障・税番号制度（介護保険業務）繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（辻井 成人） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 報告第14号 平成26年度社会保障・税番号制度（介護保険業務）繰越明許費計算書について、ご報告をいたします。

これも、マイナンバーに対応する介護保険関連のシステム設計開発に要する経費及びソフトウェア購入に要する経費で、平成26年度内の実施が困難であったため、3月議会でお認めをいただき、繰越明許をした件でございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

47ページの歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

まず、歳出としまして、1目一般管理費の13節委託料で268万1,000円を繰

り越しさせていただきました。

歳入としましては、一般会計繰入金で268万1,000円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑をされる方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで報告第14号を終わります。

◎報告第15号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第20 報告第15号 平成26年度社会保障・税番号制度（後期高齢者医療業務）（後期高齢者医療特別会計）繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（辻井 成人） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 報告第15号 平成26年度社会保障・税番号制度（後期高齢者医療業務）（後期高齢者医療特別会計）繰越明許費計算書について、ご報告をいたします。

これも、マイナンバーに対応する後期高齢者医療関連のシステム設計開発に要する経費及びソフトウェア購入に要する経費で、平成26年度内の実施が困難であったため、繰越明許をした件でございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

49ページの歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

歳出としまして、1目一般管理費の13節委託料で150万1,000円を繰り越し
させていただきました。

歳入としましては、一般会計繰入金で150万1,000円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑をされる方がありましたら、
お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで報告第15号を
終わります。

◎報告第16号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第21 報告第16号 平成26年度地域住民生活等緊急
支援交付事業（地方創生先行型）繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（辻井 成人） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（西田 一成） 報告第16号 平成26年度地域住民生活等緊急支援交
付事業（地方創生先行型）繰越明許費計算書について、ご報告をいたします。

この事業は、国から交付されます地域住民生活等緊急支援のための交付金
（地方創生先行型）を活用し、人口の維持や町の活性化を図るための総合戦

略策定事業、それから史跡斎宮跡や特産物の販売促進を目指す観光振興事業、それから空き家の調査や有効活用を図る空き家利活用推進事業を実施するための諸経費につきまして、3月議会で繰越明許をお認めいただいた件でございます。

51ページをご覧いただきたいと思います。

歳出からご説明いたします。

総額4,260万円の全額繰越をさせていただきます。

内訳といたしまして、3節職員手当等は7万2,000円、4節共済費は59万9,000円、7節賃金は468万7,000円でございます。これはいずれも臨時職員に係るものでございます。8節報償費は98万円です。総合戦略策定事業に係る委員謝金、それから観光振興事業に係るものでございます。11節需用費は125万2,000円です。総合戦略策定事業の印刷製本費、観光振興事業と空き家利活用推進事業に係る消耗品でございます。13節委託料は3,321万円でございます。総合戦略策定事業観光振興事業及び空き家利活用推進事業に係るものでございます。14節使用料及び賃借料は20万円で、空き家利活用推進事業に係るものでございます。18節備品購入費は10万円で、同じく空き家利活用推進事業に係るものでございます。19節負担金補助及び交付金は150万円です。これは観光振興事業に係るものでございます。

歳入は、総務費国庫補助金、平成26年度地域住民生活等緊急支援交付金事業（地方創生先行型）で3,041万5,000円と、繰越金1,218万5,000円で、合計4,260万円でございます。以上です。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑をされる方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで報告第16号を

終わります。

◎報告第17号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第22 報告第17号 平成26年度地域住民生活等緊急支援交付事業（地域消費喚起・生活支援型）繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） それでは、報告第17号 平成26年度地域住民生活等緊急支援交付事業（地域消費喚起・生活支援型）繰越明許費計算書について、ご報告をいたします。

この地域住民生活等緊急支援交付事業（地域消費喚起・生活支援型）は、国の緊急経済対策で3月補正で予算化をし、平成27年度でプレミアム商品券を発行するため、3月議会でお認めいただき、繰越明許をさせていただいた件でございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

次のページの事項別明細書をご覧くださいと思います。

まず、歳出といたしまして、19節負担金補助及び交付金で4,114万円を全額繰り越しをさせていただきました。

歳入といたしまして、国庫補助金3,694万9,000円、繰越金445万1,000円、歳入合計4,140万円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑をされる方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで報告第17号を終わります。

◎議案第41号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第23 議案第41号 明和町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第41号 明和町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(辻井 成人) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西田 一成） それでは、議案第41号 明和町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

定例会資料の最初のページ、1－1からをご覧くださいと思います。

新旧対照表でご説明をさせていただきます。右の欄が改正前、左の欄が改正後になります。

まず、第2条の定義でございます。定義では用語の意義を規定しておりますが、ここにマイナンバー法による取り扱いを明確にするため、特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報の用語を追加します。それぞれご説明いたします。

第5号の特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報を言います。

第6号の情報提供等記録とは、マイナンバー法において記録保存されることが規定されている情報照会者及び情報提供者の名称や情報の求めや提供があったときの日時、特定個人情報の項目などをいいます。

第7号の保有特定個人情報とは、職員が職務上作成し又は取得した個人番号を含む個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして町が保有しているものをいいます。

次に、第8条の個人情報の利用及び提供の制限では、個人情報の利用及び情報提供等記録の目的外利用の制限について、必要な事項を追加いたします。

第1項では、マイナンバー法関係の保有特定個人情報以外の個人情報の目的外利用と提供についての制限を規定するため、保有特定個人情報を除くという言葉を追加します。

次に、第8条の2を追加しまして、マイナンバー法関係の個人情報の利用及び情報提供と記録の目的外利用の制限について規定をいたします。第1項で、保有特定個人情報の目的外使用を禁止すること、次のページ1－1－2になりますが、第2項で、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある

場合で、本人の同意がある場合等において、目的外利用ができる特例規定を設けます。ただし、情報提供等記録につきましては、目的外利用を一切禁止します。

次に、第3条の3を追加しまして、マイナンバー法第19条で規定をされている事項以外は、特定個人情報及び情報提供等記録の提供を禁止する旨を定めます。

第9条及び第10条は、不要部分を削除するものでございます。

1-1-3でございますが、第22条削除の請求と23条の利用停止の請求につきましては、本人が特定個人情報及び情報提供等記録の削除及び利用停止を町などの実施機関に請求できることを規定をいたします。これは改正前の条例でも請求できる権利、本人認めております。

また、違法に目的外利用されている個人情報につきましては、その利用の停止を請求する権利を本人に与えられておりますが、この削除及び利用停止を求める権利をマイナンバー法に基づいて作成された特定個人情報と記録についても適用されるよう、必要な用語の追加をいたします。

次に、第25条の2を追加をいたします。情報提供と記録に訂正があった場合は、総務大臣及び情報提供者に通知することを規定をいたします。これは情報提供と記録は情報の紹介者、提供者及び情報提供ネットワークを管理する総務大臣において記録保存されるものですが、マイナンバー法ではこの記録を保管されている情報を訂正した場合は、それぞれへ通知しなければならないこととしており、条例において同様の規定をいたします。

1-1-4をご覧ください。第27条の費用負担について、第4項を追加をいたします。保有特定個人情報の開示手数料の減免について規定をいたします。

次に、第29条、明和町情報公開個人情報保護審査会について、諮問する事項の追加と専門委員の選任等を新たに規定をいたします。第1項第3号では、審査会の諮問する事項に特定個人情報ファイルに関する事項を追加をいたし

ます。

第3項で、審査会に学識経験を有する者から、専門委員を置くことができる規定を追加をいたします。

第5項で、専門委員は学識経験を有する者のうちから、町長が任命する旨を規定をいたします。

1-1-5になりますが、第7項では、専門委員の任期について定めをいたします。

第10項では、専門委員の守秘義務について規定をいたします。

次に、第34条では、他の法令等との調整について、規定を見直すものがございます。改正前は他の法令等に情報の開示や訂正の請求について規定がある場合は、明和町個人情報保護条例を適用しないと規定をいたしておりますが、マイナンバー法における保有特定個人情報の開示や訂正につきましては、明和町個人情報保護条例を適用することを定めるものがございます。

第41条は、29条の項を追加したことに伴う項番号の繰り下げによるものがございます。

附則で、この条例の施行する日を規定しております。

以上、個人情報保護条例の一部改正の説明といたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑をされる方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第41号 明和町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第41号は 原案のとおり可決されました。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

11時までお願いします。

(午前 10時 45分)

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 00分)

◎議案第42号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第24 議案第42号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の

一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第42号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、本年度公募・来年度建設を予定しております指定地域密着型介護老人福祉施設において、低所得の方が入居しやすいよう多床室を設けることに伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） それでは、議案第42号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を行います。

議会資料の6-2-2をご覧ください。

第152条で、指定地域密着型介護老人福祉施設の拠出の定員は原則1人ですが、必要と認める場合は2人とすることができるとなっているものを、4人以下に変更するものでございます。これは今年度公募、来年度建設を予定しております指定地域密着型介護老人福祉施設において、低所得の方が入居しやすいよう多床室を設け、この多床室の種類に弾力を持たせるため、1室

の定員を4人以下と改正をお願いするものでございます。

この入所等の金額の差につきましては、資料6-2-3をご覧ください。

この資料は、上から介護保険の1割負担額、次に食費、居住費の自己負担額を多床室とユニット型個室で比較し、3番目の表に介護給付費の自己負担の限度額を表したものでございます。一番上の介護保険1割負担額については、各介護度とともに約2,400円の差があり、次の表、食費、居住費の自己負担額については、それぞれ1万3,500円から3万3,900円の差がありますが、これに3番目の表の介護給付費の自己負担額の限度額を合わせて、入所したときの費用を算出したものが、資料の下に出ております。

例えば、要介護3で第2段階の方であれば、多床室ですと3万7,800円、ユニット型個室ですと5万1,300円となります。国民年金を満額受給されている場合、年金額は78万100円で、月にしますと6万5,008円ですので、国民年金を満額受給されていない場合であっても、入所しやすくなると思いますので、よろしく願いいたします。

議案書に戻っていただき、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するとしています。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第42号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービ

スの事業の人員、設備及び運営に係わる基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第25 議案第43号 明和町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第43号 明和町道路線の廃止及び認定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、バイパス道路整備事業に伴い、町道路線の廃止及び認定を行う必要性が生じたため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 失礼します。

議案第43号 明和町道路線の廃止及び認定について、詳細説明をさせていただきます。

今回の認定路線は、みょうじょうこども園のアクセス道路として、また、津波等の高台避難道路として、町道明星57号線を新しく認定するものでございます。

議会資料で説明をさせていただきます。

9-1-1から9-1-4をご覧いただきたいと思います。

9-1-1及び9-1-2で、廃止路線の一覧表と位置図を付けさせていただきます。

9-1-3及び9-1-4で、認定路線の一覧表と位置図になります。

既存の明星57号線を一旦廃止をいたしまして、新しく既存の明星57号線を枝路線として、新設道路をメイン道路として9-1-4の図のとおり認定をするものでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第43号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第43号 明和町道路線の廃止及び認定についてを採決しま

す。

議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号から第43号の一括上程

○議長（辻井 成人） お諮りします。

日程第26 議案第44号から、日程第28 議案第46号を一括上程し、議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。したがって、

日程第26 議案第44号 平成27年度明和町一般会計補正予算（第1号）

日程第27 議案第45号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）

日程第28 議案第46号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）

を一括上程し議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま一括上程されました、議案第44号 平成27年度

明和町一般会計補正予算（第1号）から、議案第46号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号 平成27年度明和町一般会計補正予算（第1号）につきましては、総額2億2,440万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものとしたしまして、総務費では、災害対策費で津波対策緊急整備事業費と、地域振興費でコミュニティ助成事業補助などを、それぞれ追加補正でお願いしています。

民生費では、社会福祉総務費で消費税の引上げに伴う臨時福祉給付金給付事業の経費と、人権センター費では、人権センター改修工事に係る事業費を、児童福祉総務費では、子育て世帯臨時特例給付金給付事業の諸経費を、保育所施設管理費でみどり保育所駐車場土地購入関係経費などを、それぞれ追加補正でお願いしています。

農林水産業費では、漁港費で下御糸漁港物揚場工事費などを、商工費では、6次産業化振興費で6次産業化支援事業に係る助成金を、それぞれ追加補正でお願いしています。

土木費では、道路新設改良費で町単事業に係る町道舗装改良工事費などを、教育費では、小学校教育振興費で理科教育設備整備費等補助を、学校運営費で外国青年招致事業について1名分増員に係る関係経費を、施設管理費で旧曙幼稚園の施設管理を委託するための施設等管理委託料を、文化財保存活用費で開発等に伴う発掘調査費などを、それぞれ追加補正でお願いしています。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入が主な財源でございます。

次に、議案第45号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、総額5,690万円の追加補正をお願いするものです。

主なものとしたしましては、歴史的風致維持向上計画推進費で体験プログラム開発に係る委託料と、利便施設機能整備工事費などを、日本遺産活用推

進費で同推進協議会交付金等の経費などがございます。

次に、議案第46号 平成27年度介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、任意事業費から介護予防一般高齢者施策事業費への組み替え補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎議案第44号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、議案第44号につきまして、黄色の表紙、予算に関する説明書の9ページ、歳出、第2款総務費からお願いします。

総務課長。

○総務課長（西田 一成） よろしく申し上げます。

5目財産管理費で、右のページになりますが、15節工事請負費100万2,000円の追加補正をお願いしております。

これは放送設備改修工事ほかでございますが、内容といたしまして庁舎1階の福祉保健課や長寿健康課、あの付近で、アンプの容量不足と言いますか、20年を経過してきておりまして、そのアンプの容量不足などの原因で庁舎の放送、庁内放送が非常に聞こえにくい状態というか、不安定になっておりまして、調子が悪い状況が続いておりますので、主にアンプの交換などを行うなどの予算をお願いするものでございます。

また、同じく1階の北側に旧副町長室でございますが、相談業務という形の中で、相談室を配置しておりますが、そのエアコンの室外機が漏電をしまして、使用できない状況になっておりますため、その相談室のエアコンを

取り替える工事費をお願いするものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

9目災害対策費は1,034万8,000円の増額の補正をお願いするものでございます。右のページ、12節役務費は124万3,000円の増額をお願いしております。大淀津波避難タワーにつきましては、当事業の公益性や土地の適合性から見まして、土地収用法による事業認定を受ける必要がございますので、現在、三重県と事前協議中でございます。

そういったこともございまして、まず、役務費でございますが、新聞広告料は15万円、これは三重県の収用事業認定を受けることに際しまして、用地取得に係る説明会を開催し、広く意見を聞く必要がございます。そのため説明会開催の日時等を日刊の新聞紙一紙以上に掲載する必要がございますので、その新聞紙への広告料についての増額をお願いするものでございます。

次に、確認申請手数料でございますが、当初、大淀津波避難タワー、八木戸浜田津波避難タワーにつきましては、工作物として建築確認申請することとしておりましたが、暑さ寒さへの対策への一つとして、避難スペースへの屋根の設置について変更したいと考えておりまして、建築物として申請する理由につきまして、確認申請費用、完了検査費用等の変更と、中間検査、構造計算、適合性判断費用の追加が必要となります。このための費用83万5,000円の補正をお願いするものでございます。

事業認定申請手数料は15万8,000円となります。大淀津波避難タワーの建設用地について、当初、公拡法の適用による用地取得を想定しておりましたが、当事業の公益性等から見まして、土地収用法のほうの事業認定を受ける必要がございまして、三重県に対する事業認定手数料についてお願いをするものでございます。

次に、施設用地維持管理労務費10万円につきましては、用地取得後の事業

地につきまして、造成等の工事着手が年度後半となりますことから、その間の草刈り等の維持管理費用についてお願いするものでございます。

17節公有財産購入費は878万5,000円の増額をお願いするものでございます。土地購入費につきましては873万5,000円の増額で、大淀津波避難タワー、八木戸浜田津波避難タワーの土地購入費に係るものでございます。大淀津波避難タワーは大淀郵便局の南側の農地1,975㎡を候補地に、八木戸浜田津波避難タワーは中央線の八木戸信号交差点の西側119㎡を候補地として、地権者の皆様と、この新年度に入りましてから用地交渉を進めてまいりましたが、ようやく同意を得られる状況となったことからですね、建設候補地に不動産鑑定を実施いたしました。その結果、予算に不足が生じたこととなります。

当初、予算編成時には用地買収単価を平米当たり1万2,000円で積算をいたしておりました。この1万2,000円と申しますのは、直近の公共施設の取り引き事例、県道の拡幅時の事例でございました、この用地買収単価で予算を積算しておったわけでございます。今回、不動産鑑定方法につきましては、取り引き事例比較法と申しまして、実際の売買事例との比較によりまして、それぞれの鑑定価格を求めておりますが、予算計上いたしておりました、先ほど申しました平米当たり1万2,000円の単価と比較いたしまして、大淀につきましては平米当たり9,500円の増、宅地見込み地として平米当たり2万1,500円という鑑定結果となりました。

また、八木戸につきましては、平米当たり3,000円の減、この土地につきましては、低熟成度宅地見込み地という評価種別になります。なかなか宅地化が進んでいかないというような地域の見込みになるわけでございますが、そういったことになりまして、こちらについては予算から見れば3,000円の減となるわけでございます。今回、私どもの予算算定時のですね、こういった価格を参考にするかといったことで、色々検討もしておったわけでございますが、本来でございましたら、地下工事、地価調査価格、こういったものを参考にすべきであったと、価格の差がですね、そんなに開かないということで

あったと反省もしておるところでございますが、地下工事、地価調査の調査ポイントが町内には3箇所ずつしかございません。事業地とちょっと距離も離れるといったこともございましたので、直近の事例、それも大淀地内の変動の拡幅買取単価をちょっと参考にさせていただいたといったこともございまして、大変、価格の結果としてですね、鑑定価格に差は開いてしまったわけでございますが、今回、どうしても用地取得をしていかなければならないといったことから、こういった補正をお願いするものでございます。

続きまして、19節負担金補助及び交付金は32万円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、当初、耐震補強計画補助は1軒分をお認めいただいておりますが、現在、2軒分の事前相談を受けさせていただいております。2軒分の32万円についてお願いをするものでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 11目自治振興費、19節負担金補助及び交付金で45万円お願いしております。牛場自治会の集会所のバリアフリー改修補助で、主にスロープ、手すりの設置とか、トイレの改修でございます。

12目地域振興費、19節負担金補助及び交付金は440万円お願いしております。自治総合センターのコミュニティ助成事業で、今年度採択されました勝見、馬之上、藁村の3自治会への助成金でございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 続きまして、民生費で1目社会福祉総務費で2,759万4,000円の追加補正をお願いしております。これは臨時福祉給付金給付事業で、消費税の引き上げに伴い所得の低い方への負担の影響に配慮し、暫定的臨時的な措置として支給する臨時福祉給付金に関する費用です。

3節の職員手当等で88万1,000円をお願いしております。これは臨時福祉給付

金の事務に係わる職員の時間外勤務手当83万円と、臨時職員の通勤手当の5万1,000円です。

4節共済費で23万7,000円をお願いしています。これは臨時福祉給付金の事務の補助をしていただく臨時職員の社会保険料となります。

7節賃金で156万3,000円をお願いしています。これは臨時福祉給付金の事務補助をしていただく臨時職員の賃金2名分で、6ヶ月の雇用を見込んでおります。

11節需用費で2万円をお願いしています。これは臨時福祉給付金の消耗品費で、主に申請書等の整理用のファイルとチラシ用の上質紙を予定しています。

12節役務費で59万8,000円をお願いしています。通信運搬費の33万8,000円は、臨時福祉給付金の案内文書、決定通知の郵送料です。また手数料の26万円は臨時福祉給付金の銀行への振込手数料となります。

13節委託料で209万5,000円をお願いしています。これは臨時福祉給付金の電算システムの関連費用や申請書などの作成費用等の委託料となります。

19節負担金補助及び交付金で2,220万円をお願いしています。これは臨時福祉給付金の費用で、平成27年1月1日の基準日に明和町において住民票があり、生活保護の受給者や町民税が課税されている方の扶養親族等を除く、平成27年度分の町民税が課税されていない方に対して、1人につき6,000円を支給するものでございます。

○議長（辻井 成人） 人権啓発推進監。

○人権啓発推進監（中瀬 行久） 次の11ページ、12ページをご覧ください。

10目人権センター費は2,269万1,000円の補正をお願いしております。これは人権センター改修工事におきまして、県のほうから補助金の内示があったため、補正をお願いするものでございます。内訳は12ページのほうですが、13節委託料、設計監理の委託料として37万9,000円をお願いしております。

また、15節工事請負費は2,095万2,000円の補正をお願いしています。これ

はこの内容は、人権センター各部屋の空調設備の更新工事及び調理室の調理機器の取り替え工事、及びプロジェクターの設置工事を計画するものでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 続きまして、児童福祉費のほうで、1目児童福祉総務費で1,160万3,000円の追加補正をお願いしています。これは子育て世帯臨時特例給付金給付事業で、消費税の引き上げによる影響を考慮し、子育て世帯への影響を緩和するとともに消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として支給する子育て世帯臨時特例給付金に関する費用となります。

11節需用費で1万4,000円をお願いしています。これは子育て世帯臨時特例給付金の消耗品費で、申請書等のファイルやチラシ用の費用です。

12節役務費で35万円をお願いしています。通信運搬費の13万4,000円は子育て世帯臨時特例給付金の決定通知書の郵送料となります。また、手数料の21万6,000円は子育て世帯臨時特例給付金の銀行への振込手数料です。

13節委託料の163万9,000円をお願いしています。これは子育て世帯臨時特例給付金の電算システムの関連費用や決定通知書などの作成費用等の委託料となります。

19節負担金補助及び交付金で960万円をお願いしています。これは子育て世帯臨時特例給付金の費用で、平成27年5月31日の基準日において、平成27年6月分の児童手当の受給者及び受給要件を満たす方で、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童1人につき3,000円を支給するものでございます。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 2目子ども支援対策費は、右のページ15節工事請負費で44万円を計上しています。内容は児童センター運営費の維持補修工事で、センター内の図書室、広さは42㎡でございますが、平成5年に設置のエ

エアコンが効かなくなりましたため、既存エアコンの撤去及び新設のエアコンの入れ換えに係る工事費でございます。

続きまして、3目保育施設管理費では、全体で2,100万円の増額をお願いしております。内訳は右のページの大きなところで説明をさせていただきます。

まず、11節需用費、消耗品費1万円は、あとで説明をいたしますが、みどり保育所の駐車場用地の売買契約書に係る印紙代でございます。

13節委託料、建設関係委託料19万6,000円は、購入予定の用地内に未線引き畦畔があるため、測量や登記など、これの処理に係る費用で、町の公共嘱託登記に係る単価契約の金額を根拠としております。

それから、17節公有財産購入費は2,015万2,000円の追加でございます。資料は12-1-1をご参照ください。

みどり保育所では、もともとの駐車場が少ない中、送り迎えの集中する時間帯やイベント時の駐車場の確保に苦慮しておりましたが、そこへ保育所西側にある工場の解体に伴い、所有者の方から町に土地の売却の相談がございました。購入することによりまして、現在より10台増えまして、40台おおむね駐車することが可能となりますので、園舎周辺におきまして、余裕が生まれることとなります。朝夕の混雑時の解消のため、この工場跡地約1,119㎡の土地購入費を計上いたしております。購入単価は平米当たり1万8,000円でございます。

それから、18節備品購入費は64万2,000円の追加でございます。内訳はみどり保育所の印刷機とコピー機の購入費で、印刷費は平成15年、コピー機は平成16年の購入です。どちらも印字ができなくなり、修理部品もないため、購入をお願いするものでございます。印刷機は29万2,000円、コピー機は35万円で積算をさせていただきました。

なお、印刷機につきましては、この4月からの時期につきましては、保護者の方への連絡などに特に必要でございますので、既存の備品購入費で対応させていただいております。その分の補てんをさせていただくものでござい

ますので、お願いをいたします。

その下でございますが、4目の児童施設管理費となります。右のページで児童クラブ施設管理費の18節備品購入費で15万9,000円を計上させていただいております。内訳は明星放課後児童クラブで使用する昼食用のテーブルの2台、7万2,000円、現在、使用しているものは座って使用するもので、今回、旧の曙幼稚園へ移動するにあたりまして、購入をさせていただきたいというふうに考えております。椅子は他の施設のものを利用させていただきます。

もう1つは、大淀放課後児童クラブの冷蔵庫の購入費で8万7,000円でございます。17人から25人に利用者が増えたことによりまして購入をいたしますもので、既存のものは他の児童クラブで引き続き使用をいたします。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 7目児童保育費の19節負担金補助及び交付金で、3,243万7,000円の増額をお願いしています。これは明和ゆたか保育園の0、1歳保育室の増築に対する補助金で、県補助金に町負担分、事業費の12分の1になりますけども、360万4,000円を加えて補助するものです。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 13ページ、14ページです。衛生費の保健衛生費で、5目母子衛生費で財源振替えをお願いしています。これは当初予算で計上し、現在行っているところのこころ子ども家庭相談事業や、精神疾患の方に対する相談、訪問の事業及び自殺予防週間に合わせて実施する普及啓発活動が、三重県の三重県地域自殺対策強化事業補助金に該当し、この度、交付決定がされたことから、財源振替えをお願いするものです。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 6款、1項、5目農地費で375万5,000円の追加をお願いさせていただいております。

11節需用費、消耗品費で30万9,000円を計上させていただいております。多

面的機能支払推進交付金（農地・水活動）昔の名前でございます。の額確定に伴うものでございます。

12節役務費で9万2,000円を計上させていただいております。当初予算でお認めいただきました斎宮キララの森の管理のためのトラクター芝刈機の購入する計画で、道路を通行するにあたり、それぞれナンバーを取得するにあたりまして、自賠責保険、またそれぞれの事故盗難などに備えて、自動車任意保険に加入させていただきたく、合わせて9万2,000円の補正をお願いさせていただいております。

19節負担金補助及び交付金で、120万円は町単土地改良補助事業、当初予算で、400万円をお認めいただいておりますが、総務産業常任委員会で採択していただきました本年度の町単事業実施していくについて、予算不足となる分について、追加をお願いさせていただいております。

次に、経営体育成基盤整備協議会補助で10万円をお願いしております。当協議会はパイプラインの推進協議会で、今まで宮川用水牛場線、斎明線の推進を実施してきました。本年度より上村線、中村池線、明星2号線が追加になり、関係自治会より役員等の選出をお願いしたところ、皆様方から賛同をいただき、現行委員30名から54名になることになり、既決予算20万円に10万円の上乗せをお願いさせていただくものでございます。

次に、多面的機能支払制度につきましては、委員会でもご説明させていただきましたが、新たに八木戸地区で、およそ37haの規模で実施する組織が設立したもので、205万4,000円を計上をお願いさせていただいているものでございます。

6項、2目漁港費で2,500万円の補正をお願いさせていただいております。下御糸漁港の機能保全事業で、議会資料の7-2-1に平面図を付けさせていただいております。3月におきまして護岸71.6m、物揚場105 mのうち、28.8mを発注させていただき、残り76.2mの区間の発注に必要な費用2,500万円を計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

7款商工費、1項、4目6次産業推進費で50万円を計上させていただいております。委員会でもご説明させていただきましたが、伊勢湾漁協が平成26年度に当事業で実施いたしましたクロバラの販路開拓、販売促進を行うもので、50%の補助で50万円の補助をさせていただきたく、6月補正でお願いするものでございます。

○議長（辻井 成人） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費で、町道明星49号線、町道上御糸南8号線に係る13節委託料、そして17節公有財産購入費と、で、町道改良舗装事業に伴う15節工事請負費の補正をお願いをするものでございます。

右のほうへ移ってもらいますと、13節委託料で測量設計等業務委託料で55万円の追加補正を、そして17節公有財産購入費は明星49号線で拡幅面積170㎡、そして町道上御糸南8号線で拡幅面積120㎡を、公有財産購入費として187万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

15節工事請負費は、今回、採択していただきました町単改良舗装工事の3箇所と、町道明星49号線の拡幅改良工事で1,430万円の補正をお願いしております。

なお、資料の9-2-1に、町道明星49号線の位置と、で、資料9-2-2に、町道上御糸南8号線の位置を示しておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 土地利用調整監。

○土地利用調整監（松本 典之） 続きまして、15、16ページをお願いいたします。

16ページの右の部分でございます。3目道路新設改良費のうち狭あい道路整備等促進事業の追加整備の関係で、合計100万4,000円の増額をお願いいたします。

議案資料9-3-1の位置図をご覧ください。追加整備する路線は、町道

大淀1号線で、中区1自治会の町単変更要望に伴うものでございます。内容は、県道との交差点部分の片側の隅切りを予定しております。内容でございます。

13節委託料は事業土地の境界立ち会いと、分筆登記委託の関係で調査測量等委託料44万7,000円の増額をお願いいたします。

15節工事請負費は48万2,000円の増額をお願いいたします。

17節公有財産購入費は7万5,000円の増額をお願いします。事業用地の購入に係るものでございます。

○議長（辻井 成人） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 2目公園費で59万1,000円の補正をお願いしております。これは大淀のなりひら公園のトイレの照明器具の交換を行うもので、11節需用費、施設等修繕料で59万1,000円の補正をお願いをしております。

議会資料のですね、9-1-5に位置図と、そして取替器具の一覧を示しましたので、参考にしていただきたいと思います。以上です。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 10款教育費、1項教育総務費、2目給食施設管理費で、右のページでございますが、小学校給食施設管理費の18節備品購入費、給食用備品購入費で129万6,000円を計上しております。内容でございますが、大淀小学校と上御糸小学校の給食用の食器消毒保管庫2台分の購入費でございます。大淀小学校は保管庫2台のうち1台、上御糸小学校は4台のうち1台を買い替えるものでございます。価格は大淀小学校ではやや大型のもので70万2,000円、上御糸小学校は59万4,000円でございます。

給食終了後、食器等は洗浄後に保管庫に入れて消毒殺菌を行っておりますが、この現在使用しているものにつきましては、突然電源が切れたりして、温度を一定に保つことができなくなることがあり、現在は調理員さんに注意をしてもらって使用していただいている状況でございます。どちらの保管庫も購入後20年以上は経過しておりますので、部品対応ができないため、購入

をさせていただくものでございます。以上です。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口哲哉） 3目学校運営費で352万3,000円の増額をお願いしています。その内訳ですが、学校運営費の19節負担金補助及び交付金で松阪地域の不登校児童生徒に対する支援を行ってもらっています、松阪教育支援センターへの負担金22万円を計上いたしました。

また、外国青年招致事業として330万3,000円を計上しています。これは外国活動の教科化、英語教育のグローバル化の流れに対応するため、より早くから外国人の話す英語に親しんでもらうことを目的として、幼稚園、保育所、こども園、小学校低学年を受け持ってもらうALT1名の増員費用として計上いたしました。

2節の給料では、8月からの8ヶ月分の給与として224万円を計上いたしました。

9節の旅費では普通旅費で7万6,000円、研修旅費で2万3,000円の合わせて9万9,000円を計上いたしました。

11節の需用費では消耗品として7万円を計上いたしました。

14節の使用料及び賃借料では、住宅の借上料として家賃60万5,000円を計上いたしました。

19節の負担金補助及び交付金では28万9,000円を計上いたしました。内訳は、ジェットへの障害保険負担金として2万9,000円、自治体国際化協会への人員割負担金として7万2,000円、各種負担金の1万8,000円につきましては、日本語講座への負担金となります。ジェット受け入れ負担金の17万円は、来日渡航の負担金を計上いたしました。

次に、17、18ページですが、2項小学校費の2目学校運営費の18節備品購入費で213万円の増額をお願いしています。これは大淀小学校、明星小学校、修正小学校への理科算数関係の備品購入に対しまして、国の補助が付くことになりましたので、補正をお願いするものです。

続いて、3項中学校費の2目学校運営費の1節報酬で、10万円の増額をお願いしています。これは明和中学校の衛生委員会を受け持っていただく産業医への報酬として計上をいたしました。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 続きまして、4項でございます。4項幼稚園費で、1目施設管理費、右のページでは、幼稚園施設管理費で13節委託料、施設等管理委託料で185万1,000円を計上しております。これは旧曙幼稚園施設の管理業務委託費で、閉園後の主な施設の活用として、明星放課後児童クラブの施設としての利用を考えまして、管理業務先も放課後児童クラブ委託業者であります明宝育成会を考えました。児童クラブの育成費とは別に教育費の幼稚園費におきまして、7月以降1名の管理人を置く内容で、人件費並びに諸経費を勘案して委託料を計上しましたものでございます。

続きまして、5項社会教育費、3目公民館費の右のページ、公民館費の18節備品購入費で5万7,000円を計上しております。これは現在使用不能となっておりますカセット対応型のCDデッキの購入費でございます。以上でございます。

○議長（辻井 成人） 続きまして、斎宮跡文化観光課長。

○斎宮跡文化観光課長（西口 和良） 4目文化財保存活用費で3,482万8,000円の追加をお願いをいたしております。この目の主な補正は特別会計繰出金と、住宅開発に伴います発掘調査費の増額でございます。

18ページ、まず、文化財保存活用費で28節の繰出金2,952万8,000円は、斎宮跡保存事業特別会計への繰出金でございます。詳細は特別会計で説明をさせていただきます。

次に、一般文化財発掘調査受託事業530万円の追加でございます。開発に伴う発掘調査ということでございまして、議会資料14-1-1・2に、資料を付けさせていただいております。場所は金剛ヶ丘団地西側の金剛坂遺跡エリアでございまして、面積は約1,600㎡でございます。予算書のほうで説明をさ

せていただきます。

18ページ、まず、4節共済費で5万4,000円の追加でございます。これは発掘調査要員の労災保険料でございます。

次に、7節賃金で346万8,000円の追加、これは発掘作業員の賃金でございます。

11節需用費で36万6,000円の追加でございます。内訳といたしまして、発掘に伴う消耗品費で20万6,000円、燃料費で10万円、また印刷製本費で6万円、それぞれ増加をさせていただきましたところでございます。

続きまして、12節役務費で1万2,000円の追加でございます。これは仮設トイレの汲み取り料金でございます。

13節委託料で20万円の追加をお願いします。これは測量基準点設置等の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料で120万円の追加でございます。これは発掘調査機材等の借上料でございます。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） すみません。6項の保健体育費、2目体育施設費、右のページで総合体育館運営管理費で11節は、需用費91万5,000円を計上しています。これは設置後26年が経過をしております総合体育館の非常用発電機の修繕料でございます。点検結果に不具合がございます。調査をいたしましたところ、バッテリーの修繕が必要となりましたので、バッテリーの入れ替え等整備作業費など所要額を計上いたしましたので、よろしくお願いをいたします。

○議長（辻井 成人） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、5ページ、歳入をお願いします。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） それでは歳入で、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目の民生費国庫補助金で3,908万8,000円の追加補正をお願いして

おります。これは臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の事務費と事業費に対する補助で、補助率は10分の10となっております。

4節臨時福祉給付金事務費補助で538万8,000円、5節で臨時福祉給付金事業費補助で2,220万円の追加補正をお願いしています。6節で子育て世帯臨時特例給付事務費補助で190万円、7節で子育て世帯臨時特例給付金事業費補助で960万円の追加をお願いしております。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 3目土木費国庫補助金は2億8,770万円の増額となります。

右ページでございます。社会資本整備総合交付金は津波避難タワー整備に交付されるもので、国の内示を受け補正をお願いするものでございます。全体事業に対する補助率、約40%となっております。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 4目教育費国庫補助金の2節義務教育費国庫補助金で、105万円の増額をお願いしています。これは大淀小学校、明星小学校、修正小学校への理科振興の備品購入の補助で、補助率は2分の1です。

○議長（辻井 成人） 人権啓発推進監。

○人権啓発推進監（中瀬 行久） 15款県支出金、2項県補助金、2目民生費補助金のうち、右のページ、1節社会福祉費補助金ですが、1,506万円の補正をお願いしております。これは隣保館整備費補助として国の内示を受け、計上するものです。補助率は補助対象経費の4分の3です。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 2節児童福祉費補助金で2,883万3,000円の増額をお願いしています。これは明和ゆたか保育園の0、1歳保育室の増築に対する補助金で、補助率は3分の2です。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 3目衛生費補助金で75万円の追加をお願いし

ております。1節衛生費補助金は先ほど歳出でもご説明いたしましたが、三重県地域自殺対策強化事業補助で75万円の追加でもございます。補助率は4分の3でございます。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 4目農林水産業費補助金で1,534万円の追加をお願いしております。1節農業費補助金で384万円は、歳出でご説明させていただきました多面的機能支払交付金、新たに追加になった八木戸分の75%、154万円を計上させていただいております。また、多面的推進交付金230万円を計上させていただいております。

2節水産業費補助金といたしまして1,150万円を計上しております。歳出でご説明させていただきました下御糸漁港機能保全事業の国県の補助金でございます。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（西田 一成） 1目不動産売払収入、2節土地売払収入で84万2,000円の追加補正をお願いしております。土地売却収入の追加でございます。

続きまして、18款の繰入金、2項基金繰入金、10目ふるさとづくり基金繰入金、1節ふるさとづくり基金繰入金で、合計6,193万7,000円の追加補正をお願いしております。内訳は津波対策緊急整備事業で4,500万円と、斎宮跡保存事業で1,693万7,000円でございます。

続きまして、次のページ、11目教育福祉施設建設基金繰入金、1節教育福祉施設建設基金繰入金で4,000万円の追加補正をお願いしております。これは民生費のほうの保育施設管理費の財源内訳になりますが、みどり保育所関連事業に繰り入れるものでございます。駐車場用地の土地購入費と財源振替えをお願いするものでございます。

19節繰越金、1目繰越金、1節繰越金で3,100万円の追加補正をお願いいたします。これは前年度繰越金でございます。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 款20諸収入、項4雑入、2目雑入で970万円でございます。うち1節雑入で440万円お願いしております。これは自治総合センターのコミュニティ助成事業で、今年度採択されました3自治会への助成金の増額の受け入れでございます。

○議長（辻井 成人） 斎宮跡文化観光課長。

○斎宮跡文化観光課長（西口 和良） 2節一般文化財発掘調査受託事業収入で530万円でございます。これは歳出で説明させていただきました発掘調査に伴う受託事業収入でございます。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（西田 一成） 町債でございます。1目総務債、2節防災減災整備事業債で、3億8,990万円の追加補正をお願いします。都市防災総合推進事業で、津波対策緊急整備事業に係るものでございます。補助事業の確定によりお願いするもので、緊急防災減災事業債と振り替えるものでございます。

2目農林水産業債、2節水産業施設整備事業債で1,030万円の追加補正をお願いしております。漁港整備事業で、下御糸漁港物揚場を工事費に係るものでございます。

3目土木債、1節道路整備事業債で50万円の追加補正をお願いしております。狭あい道路整備等促進事業に係るものでございます。

4目その他、1節緊急防災減災事業債で7億760万円の減額補正をお願いします。総務債で申し上げましたように、補助事業の確定によりまして、防災減災整備事業債に振り替えるものでございます。

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案書の67ページ、第2表 地方債補正予算をお願いします。

総務課長。

○総務課長（西田 一成） 67ページ、議案書のほうでございます。よろしくお願ひします。

第2表の地方債補正の詳細説明を申し上げます。

まず、追加でございます。上段、起債の目的は都市防災総合推進事業です。限度額は3億8,990万円です。起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりでございます。

下段になります。起債の目的は漁港整備事業でございます。限度額は1,030万円でございます。起債の方法、利率、償還方法につきましては都市防災総合推進事業と同じでございます。

次のページ、68ページをお願いします。

変更でございます。上段でございます。起債の目的は狭あい道路整備等促進事業で、補正の限度額が2,370万円、補正後が2,420万円でございます。起債の方法、利率及び償還方法に変更はございません。

下段でございます。起債の目的は緊急防災減災事業でございます。補正前の限度額が7億760万円で、補正後は0でございます。補助事業の確定により防災減災整備事業債に振り替えたためでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 以上で、議案第44号の詳細説明を終わります。

◎議案第45号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第45号の説明を、歳入歳出並びに議案書の72ページ、第2表 地方債補正を合わせてお願いします。

斎宮跡文化観光課長。

○斎宮跡文化観光課長（西口 和良） それでは、斎宮跡保存事業特別会計の補正予算の詳細説明を申し上げます。

まず、歳出からご説明をいたします。

斎宮跡保存事業特別会計予算書の7ページをご覧いただきたいと思います。

まず、1款総務費、2目保存活用費で7万円の増額でございます。

8 ページ、11 節需用費 7 万円は、県の地域文化財総合活用化補助事業で行う啓発事業費でございまして、消耗品費 2 万円は発掘調査の成果を紹介するための展示用パネル台等の材料費でございまして。また、印刷製本費 5 万円は、発掘調査解説シートの印刷代でございまして。いずれも補助事業確定に伴う予算計上をさせていただきました。

次に 7 ページ、3 目体験学習施設等管理費で 63 万 2,000 円の追加をお願いをいたしております。これは近鉄斎宮駅北側の遺跡公園口休憩所の維持管理に関する経費でございまして、まず 13 節の委託料で 20 万円、これは 3 月にオープンいたしました遺跡公園口休憩所の鍵の開け閉め等の維持管理につきまして、当初、頭出しの形で 10 万円を予算化させていただいておりましたが、これにつきまして、年 30 万円で地元の有志の会、くれたけクラブに委託することになったことから、今回、20 万円の追加をさせていただいたものでございまして。

また、次の 15 節工事請負費で 43 万 2,000 円、これは当休憩所の防犯対策といたしまして、防犯カメラ 4 台、屋内 3 機、屋外 1 機を設置するための工事費でございまして。

7 ページの次に 4 目歴史的風致維持向上計画推進費で 4,427 万 4,000 円の追加をお願いをいたしております。これは国交省の歴史的風致活用国際観光支援事業補助を受けて行うものでございまして、議会資料といたしまして、14-1-5 と 6 を用意させていただいております。

まず、13 節委託料で 2,707 万 4,000 円でございますが、これは斎宮跡ビジュアル的に感じていただくためのバーチャルリアリティを作成する体験プログラム開発委託料でございます。

また、15 節工事請負費で 1,720 万円の追加、これも国交省の補助事業で行うものでございまして。誘客用の環境整備のための工事費でございます。いずれも頭出しの予算で計上させていただいております。よろしくお願いたします。

次、7ページ、5目日本遺産活用推進費でございます。これは新設の目でございます。補正額は1,192万4,000円を追加させていただいております。内容は4月24日に文化庁の日本遺産に祈る皇女斎王のみやこ、斎宮が認定されたことに伴う、日本遺産活用推進を行うための事業でございます。

議会資料14-1-3と4を用意させていただきました。

7節賃金で117万2,000円、この当事業を推進するための臨時職員の賃金1人分の9ヶ月分をお願いをいたしております。

9節旅費で25万2,000円、日本遺産認定証交付式出席ほか、文化庁との協議等に係る旅費でございます。

11節需用費で63万5,000円、内訳といたしまして、消耗品費で38万6,000円、これは日本遺産認定を啓発するための懸垂幕、看板の作製料でございます。また、印刷製本費で24万9,000円、これは日本遺産認定を掲載した斎宮跡通信、号外の印刷費でございます。

12節役務費で10万円をお願いをいたしておりますが、これは日本遺産認定の広告宣伝料ということで、大淀祇園花火大会での啓発用の打ち上げ花火代をお願いをいたします。

14節使用料及び賃借料で19万7,000円、これはチラシ作成に係る庁舎のカラーコピー使用料でございます。

19節負担金補助及び交付金で956万8,000円でございますが、文化庁の補助事業の日本遺産魅力発信推進事業を行うための日本遺産活用推進協議会への交付金でございます。ここで行う事業につきましては、補助事業の日本遺産の啓発用のパンフレット、プロモーションビデオの制作等の経費の頭出しと、あと町単事業で行う復元建物完成啓発イベントの開催費等を計上させていただいております。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

予算書の5ページ、6ページをご覧くださいと思います。

まず、1款国庫支出金、4目歴史的風致活用国際観光支援事業補助といたしまして2,133万7,000円の増額をさせていただきました。これは歳出で説明をさせていただきました当事業の補助金で、補助率は50%でございます。

次に、2款県支出金、4目地域文化財総合活性化補助事業で3万5,000円の増額でございます。県の地域文化財総合活性化補助事業の補助でございます。補助金の確定に伴い追加をさせていただいております。補助率は2分の1でございます。次に、3款繰入金、1目一般会計繰入金といたしまして2,952万8,000円の増額をさせていただいております。

次に、7款町債、1目土木債の1節都市再生整備計画事業債で600万円の増額をさせていただきました。歴史的風致活用国際観光支援事業に係る事業債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、第2表 地方債を説明させていただきます。

議案書の72ページをご覧くださいと思います。

起債の目的につきましては、歴史的風致活用国際観光支援事業でございます。限度額は600万円、起債の方法、利率、償還の方法はご覧のとおりでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

◎議案第46号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして議案第46号の説明、歳出をお願いします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 今回の補正につきましては、予算の組み替えになります。そのため歳出のみの補正となります。

介護の3、4ページをご覧ください。

本年度からの新規事業でありますサロン支援事業と、高齢者ボランティアポイント制度事業を任意事業として補助金申請を行ったところ、県よりこれらの事業は介護予防事業であるとの指摘をいただきましたので、委託料289万6,000円を、5目の任意事業費から、2目の介護予防一時事業費に組み替えるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（辻井 成人） 以上で、一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辻井 成人） 本日の審議予定は説明までですので、質疑、討論、採決は6月19日に行うことにします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 0時 00分）
